

## 「県民の皆様へのお願い」の変更について

4月1日、新型コロナウイルス政府対策本部により、基本的対処方針が変更され、大阪府・兵庫県・宮城県が、4月5日から「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に指定されます。

このことを受け、「県民の皆様へのお願い」を見直し、3府県への不要不急の外出を控えることを追加しております。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしく申し上げます。

### 追加項目

- ・ **大阪府・兵庫県・宮城県への不要不急の外出を控える**

期間：政府対策本部が「まん延防止等重点措置」の区域を指定している期間

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部  
(危機管理局危機管理・消防課 073-441-2273)

小川・片岡  
(内線 2273)